

日本国環境省とマレーシア政府との間の  
固形廃棄物分野における協力覚書  
(仮訳)

日本国環境省及びマレーシア住宅・地方自治省に代表されるマレーシア政府は（以下、個々を指す場合は「当事者」、双方を指す場合は「両当事者」という。）

両当事者間の友好的かつ協力的な関係の更なる強化及び日本国環境省とマレーシア政府との間の既存の友好的な関係を基にした相互理解及び協力の促進を望み、

両当事者の利益には持続的かつ効果的な協力が必要であることを確信し、

こうした協力が両当事者の共通の利益に役立ち、両国における固形廃棄物管理の強化及び理解の増進に貢献し、両当事者国における固形廃棄物及び環境に関する課題の改善に貢献することを信じ、

両当事者が、互恵的協力の実現のための日マレーシア関係の更なる強化の基礎として本協力覚書を活用することを一層認知しながら、

以下の認識に至った。

第1項  
目的

1. 両当事者は、それぞれの国で対象事項に適用される施行中の法律、規則、規制及び国家政策並びに両者それぞれの能力及び利用可能な資源の制約に従いつつ、固形廃棄物管理分野における協力を一層強化することを目指す。

## 第2項

### 協力分野

1. 各当事者は、それぞれの国で対象事項に適用される施行中の法律、規則、規制及び国家政策並びに両者それぞれの能力、資源、力量の限界に従いつつ、以下の分野における協力を奨励及び促進するために必要な措置を講じるよう努める。
  - (a) 固形廃棄物管理分野における協力
  - (b) 廃棄物発電技術を選定するための技術的ガイドラインの策定
  - (c) 会議への参加、両国間の専門知識の交換及び訪問
  - (d) 固形廃棄物管理分野における経験、情報、知見、専門知識、優良事例、技能、訓練方法の共有等両当事者間の能力開発プログラムの推進
  - (e) 両当事者が共同で決定しうる固形廃棄物管理に関連するその他の協力分野

## 第3項

### 実施

1. 第2項に定める活動は、両当事者が相互に決定する事項に沿って、日本又はマレーシアのいずれかで実施される。
2. この件に関し、本協力覚書の下に位置づけられる活動の実施は、協議を通じて両当事者によって決定され、両当事者間で共同で開発及び最終化される。
3. 特定された協力分野の実施に当たり、両当事者は以下を実施する。
  - (a) 本協力覚書に基づく協力の実施を促進するために、それぞれの国の関係主体と連携する。
  - (b) そのような活動やプログラムを監視する。

#### **第4項**

##### **第三者の参加**

1. どちらか一方の当事者は、別の当事者の同意を得て、本協力覚書に基づいて実施される共同活動、プロジェクト又はプログラムに、専門家、学識経験者及び関連する利害関係者等の第三者の参加を慫慂することができる。こうした共同活動、プロジェクト又はプログラムの実施に当たり、両当事者は当その三者が本協力覚書を遵守することを確実にすべきである。

#### **第5項**

##### **作業委員会**

1. 本協力覚書に基づく協力を実施するため、両当事者の代表からなる両国間の固形廃棄物管理合同委員会（以下「作業委員会」という。）が設立されるものとする。
2. 作業委員会は両当事者の高級実務者及び第4項に規定する第三者で構成され、両当事者が共同議長を務める。
3. 作業委員会は、両当事者によって決定される日程で会議が開催される。作業委員会の機能、手続き及び責任は、両当事者によって相互に決定される。

## 第6項 財務的事項

1. 本協力覚書は一方の当事者がもう一方の当事者にいかなる財政的義務を発生させるものではない。
2. 当事者は、本協力覚書に基づくプロジェクト、プログラム又は活動に関連するそれぞれの費用及び支出を負担する。
3. 会議を主催する当事者は、作業委員会の会議を組織するための費用を負担する。当事者は、作業委員会の会議に出席するためにその代表者を派遣する場合にあって、旅費、保険及び生活費が発生するときは、それらを負担するものとする。
4. 各当事者は、本協力覚書に関連する費用について任意に貢献することができ、それは両当事者によって共同で決定される。

## 第7項 知的財産権の保護

1. 知的財産権は両当事者のそれぞれの法律、規則及び規制並びに両当事者が参加する国際的合意によって保護される。
2. 両当事者のいずれの名称、意匠文字又は公式標章のいかなる公的出版物、文書又は書類への使用も、当該当事者の書面による事前許可がなければ禁止される。
3. 上記の本項第一号のいずれの規定にも関わらず、技術開発、製品及びサービス開発に関する知的財産権は以下のように実行される。
  - (a) 両当事者による共同又は両当事者らの共同活動による取組を通じて得られた研究結果は、本協力覚書に従い、両当事者の決定に沿って両当事者によって共同で所有される。
  - (b) 一方の当事者による単独及び個別又は一方の当事者による単独及び個別の取組を通じて得られた研究成果は、当該当事者によって単独で所有される。

## 第8項 機密性

1. 各当事者は、本協力覚書に基づく協力又は本協力覚書に基づきなされるいかなる他の手段の実施期間中において、もう一方の当事者から提供された、又はもう一方の当事者に提供した文書、情報又は他のデータの機密性及び守秘性を遵守する。

## 第9項

### 停止

1. 各当事者は、国家安全保障、国益、社会秩序又は公衆衛生上の理由によって、本協力覚書に基づく協力の実施を、全体的に又は部分的に、一時的に停止することができる。そのような停止は、外交ルートを通じて書面でもう一方の当事者に通知された後に直ちに開始される。

## 第10項

### 協力覚書の立場

1. 本協力覚書は当事者の意思の記録にとどまるものであり、国内法又は国際法に基づくいかなる義務を構成または発生させるものではなく、また、いかなる義務を構成または発生させることを意図するものではない。また、明示または黙示を問わず、いかなる法的手続きを発生させず、いかなる法的拘束力、強制力のある義務を構成又は発生させるとみなされないものである。

## 第11項

### 権利と利益

1. 本協力覚書のいかなる規定にもかかわらず、本協力覚書に基づく協力の実施が、国家安全保障、国家及び公共の利益又は社会秩序、知的財産権の保護並びに文書、情報及びデータの機密性及び守秘性に関し、当事者の権利と利益に影響している場合には、当該当事者は適切な措置をとるか、その権利と利益が確実に保護され守られることをもう一方の当事者と協議することができる。

**第12項**  
**改正及び変更**

1. 各当事者は、本協力覚書の全部または一部の改正および変更を書面で要求することができる。
2. 両当事者によって決定されたいかなる改正及び変更も書面で行われ、本協力覚書の不可欠な部分を形成する。
3. このような改正および変更は、両当事者によって決定された日に発効する。
4. いかなる改正及び変更も、以前又は当該改正及び変更の日までの本協力覚書に基づく協力を影響を及ぼすものではない。

**第13項**  
**紛争解決**

1. 本協力覚書に基づくいかなる事項の解釈又は実施又は適用に関する両当事者間の係争又は紛争は、第三国又は国際法廷を適用することなく、外交ルートを通じて両当事者間の相互協議又は交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

**第14項**  
**開始、継続、終了**

1. 本協力覚書に基づく協力は、署名日に発効し、2年間継続される。
2. その後、本協力は自動的に更に1年間延長される。
3. 本項の規定にかかわらず、一方の当事者は、当該当事者が意図する本協力の終了日の少なくとも3暦月前に、外交ルートを通じて書面によってその意思をもう一方の当事者に通知することによって、本協力覚書に基づく協力を終了させることができる。
4. 本協力覚書に基づく協力の終了は、本協力覚書に基づく協力の終了日以前に決定されていた進行中の活動、プロジェクト又はプログラムの実施に影響を及ぼさない。

前述の記録は、これまでに言及された事柄に対する日本国環境省とマレーシア政府との間の認識を表すものである。

2019年9月5日、東京において英語で各2通の原本が署名された。全ての原本は同等の価値を有する。

日本国環境省のために

マレーシア政府のために

原田 義昭  
環境大臣

ズライダ・カマルディン  
住宅・地方自治大臣